

岐阜県

「攻めの経営」に取り組む中小企業のみなさま！

プロフェッショナル人材 確保事業費補助金

プロフェッショナル人材を受け入れる県内の事業所が負担する経費の一部を県が補助します。ぜひご活用ください！



◆制度の概要◆

補助事業者	以下の要件を全て満たす個人事業者又は法人 (1) 県内に事業所を有すること (2) プロフェッショナル人材を県内の事業所において雇用すること (3) 県税に係る未納の徴収金がないこと (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと (5) 暴力団、あるいは暴力団員が関与している者でないこと
補助対象経費	1 プロフェッショナル人材の試用就業の実施 「試用就業」期間中に、補助事業者が支払った以下の経費※ (1) 給与 (2) 通勤手当 (3) 住宅補助 (4) 移転費用(引越費用、ホテル宿泊料等) (5) その他試用就業に関して支給される経費(知事が認めるもの) (6) 社会保険料の補助事業者負担分 ※ 対象期間は原則3ヶ月(やむを得ない事情がある場合は6ヶ月まで延長可) 2 プロフェッショナル人材の正規雇用 (試用就業後に正規雇用した場合を含む) 人材紹介手数料等 (ただし、岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点からの取りつなぎに基づく登録人材紹介事業者の利用に係るものに限る)
補助上限額	1 プロフェッショナル人材の試用就業 150万円/人 2 プロフェッショナル人材の正規雇用 50万円/人
補助率	1 プロフェッショナル人材の試用就業 補助対象経費の1/2以内 2 プロフェッショナル人材の正規雇用 補助対象経費の10/10以内
申請受付期間	平成29年3月31日(金)まで ※ 原則、試用就業を開始する5日前までに申請書を提出してください。 ただし、「やむを得ない理由」がある場合は、試用就業開始後の申請も受け付けます。

プロフェッショナル人材とは

以下に掲げる要件を全て満たす人材のことをいいます。

- (1) 県外の事業所において、5年以上の実務経験を有し、かつ、受入事業所において新たな商品又はサービスの開発、その販売先の開拓、個々のサービスの生産性向上など事業創出力の強化に繋がるような知識又は技能を有していること。
- (2) 前職に係る勤務時において、原則として県外に在住しており、補助事業者の受入事業所における業務開始に伴い県内へ移住し、又は移住していること。

試用就業とは

プロフェッショナル人材の正式雇用の採否を判断するため、当該プロフェッショナル人材との有期雇用契約に基づき受入事業所で就業させること、又は正規雇用の後、一定期間試用することをいいます。なお、試用期間を設けずに正規雇用する場合も、最初の3ヶ月間を「試用就業」とみなすことができます。

岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点とは

県内中小企業等の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、プロフェッショナル人材の活用による経営革新の実現を促すとともに、県外のプロフェッショナル人材の県内への還流を促進し、地域経済の成長力を高めることを目的として県が設置した拠点をいいます。

補助金の注意事項

以下のいずれかに該当する場合は、補助金は交付されません。

- (1) この補助金の補助対象経費に対し、国又は他の地方公共団体から補助金、助成金等を受けている場合
- (2) 試用就業を実施する場合において、プロフェッショナル人材を試用就業期間満了後に県内事業所において正規雇用としなかったとき、又は正規雇用後の試用就業期間を満了しなかったとき（ただし、プロフェッショナル人材の責めに帰する事情による場合等を除く。(3)も同じ。）
- (3) 正規雇用したプロフェッショナル人材を正規雇用の日から起算して1年を経過する日以前に解雇した場合又は県外の事業所に配置転換した場合（既に補助金の交付を受けている場合は返還となります。）
- (4) 同一企業内（会社法上の親会社、子会社関係にあるものを含む）における、県外事業所から県内事業所への異動等と認められる場合

※募集要項等掲載URL

<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/rodo/rodo-joho/11367/purofessionaru.html>

岐阜県 プロフェッショナル人材確保事業

検索

【お問い合わせ先】

岐阜県商工労働部労働雇用課 就労支援係

TEL: 058-272-8397